

柏崎刈羽原子力発電所7号機 使用前確認申請について

2020年11月6日

東京電力ホールディングス株式会社

使用前確認申請の主な内容

① 対象施設

柏崎刈羽原子力発電所7号機 発電用原子炉施設

- 原子炉本体
- 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設
- 原子炉冷却系統施設
- 計測制御系統施設
- 放射性廃棄物の廃棄施設
- 放射線管理施設
- 原子炉格納施設
- その他発電用原子炉の附属施設（非常用電源設備、常用電源設備、火災防護設備、浸水防護施設、補機駆動用燃料設備、非常用取水設備、緊急時対策所）

② 使用前事業者検査に係る工事の工程※1

③ 施設の使用開始予定時期※2

- 2021年6月

※1 設計及び工事計画認可申請補正書（2020年9月25日提出）の工事工程表に基づく内容を申請

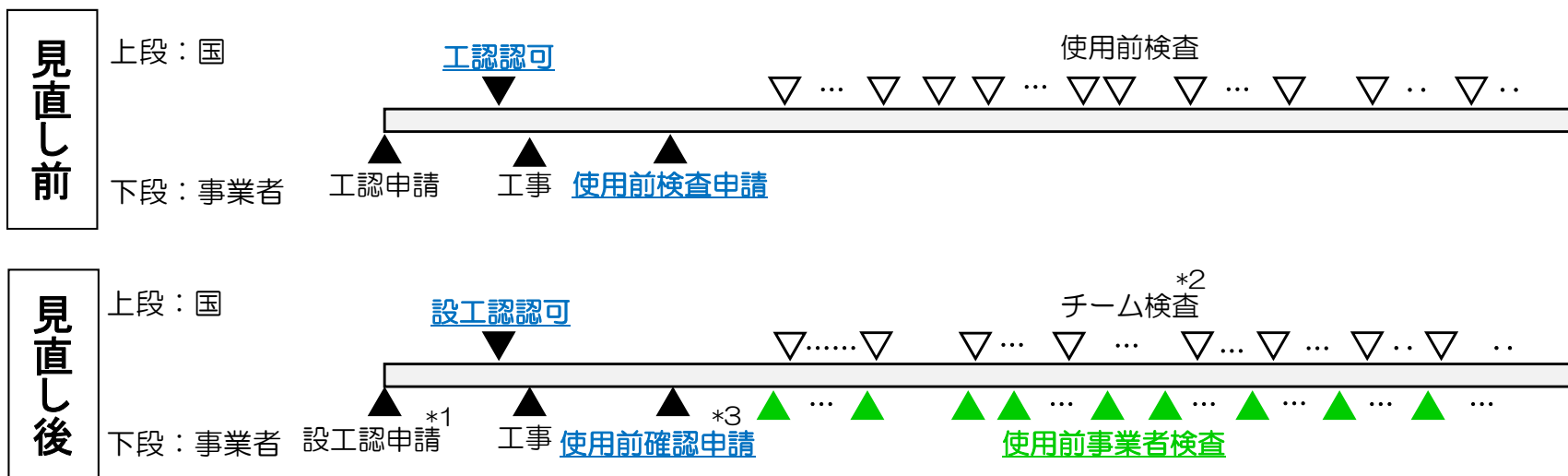
※2 設計及び工事計画認可申請補正書（2020年9月25日提出）の工事工程表に基づき、全ての検査の完了予定時期を記載したもの。なお、検査工程は現時点で必要な技術的工程を示したものであり、再稼働時期を示すものではない

【参考】使用前事業者検査について

2020年8月18日 柏崎刈羽原子力発電所
所長会見ご説明資料（抜粋） ※枠外に補足あり

- それぞれの安全対策工事は、工事完了後に設計通りとなっているか検査で確認することが必要
- 2020年4月に「施設の基準への適合性維持およびその確認に関する原子力事業者等の責任明確化」を目的とした検査制度の見直しを原子力規制委員会が実施
- これにより、原子力規制委員会が主体となって実施していた「使用前検査」から、事業者（東京電力）が主体となって実施する「使用前事業者検査」に変更され、一定の頻度で原子力規制委員会から検査（チーム検査等）を受けることになった
- 基本的に、設工認認可後に使用前確認申請を行い、使用前事業者検査を実施

【検査制度の見直しによるプロセスの比較】



*1 設工認申請：設計及び工事の計画の認可申請。（従来は工事の計画の認可申請を実施しており、工認と呼称）

*2 チーム検査：一定の頻度で行われる、専門的な知識を持った国の検査官による検査

*3 使用前確認申請：設工認で申請した施設の使用開始にあたって、国による使用前確認を受けるための申請

補足：設工認認可前に使用前事業者検査の実施が認められている工事については、認可前から検査を実施（2020年8月～）

【参考】 工事工程表

2020年9月25日

設計及び工事計画認可補正申請（第三回目）公表資料（抜粋）

- 審査会合での議論および安全性向上に資する追加措置の実施等を踏まえて、今回、設計及び工事計画の認可申請（以下、設工認）の補正を行い、工事工程表を更新
- 「規制基準に基づく安全対策工事」の完了時期は2020年12月、「原子炉を起動する前の検査」の完了時期を2021年4月と想定
- なお、工事工程表は再稼働時期を示すものではなく、再稼働にあたっては、地元のご理解を大前提に進めていく

今回（2020.9）補正した工事工程表

	2020年度							2021年度							
	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
原子炉本体	■														
	■*								■*						
	◇*							◇*							
	△*							△*	△*						
	□*											□*			
	☆*								☆*						
★*											★*				

↑ 規制基準に基づく安全対策工事の完了時期（2020.12）

↑ 原子炉を起動する前の検査完了時期（2021.4）

- : 現地工事期間
 - : 構造、強度又は漏えいに係る試験をすることができる状態になった時
 - ◇ : 機能又は性能に係る検査（燃料体を挿入できる段階の検査）をすることができる状態になった時
 - △ : 機能又は性能に係る検査（臨界反応操作を開始できる段階の検査）をすることができる状態になった時
 - : 機能又は性能に係る検査（工事完了時の検査）をすることができる状態になった時
 - ☆ : 基本設計方針検査をすることができる状態になった時
 - ★ : 品質マネジメントシステムに係る検査をすることができる状態になった時
- 注記* : 検査時期は、工事の計画の進捗により変更となる可能性がある。

変更のポイント

- ・ 規制基準に基づく安全対策工事の完了時期
2020.9 → 2020.12
- ・ 原子炉を起動する前の検査完了時期
2020.12 → 2021.4